

社会福祉法人 庄慶会 奨学金貸与規程

昭和 26 年 3月 26 日 制定
昭和 30 年 9月 14 日 改正
昭和 38 年 4月 1 日 改正
昭和 39 年 4月 21 日 改正
昭和 47 年 4月 1 日 改正
昭和 60 年 3月 23 日 改正
平成 29 年 4月 1 日 改正
令和 2 年 4月 1 日 改正
令和 2 年 6月 19 日 改正

1. 目的 本会定款第1条第1号に定める（第1種社会福祉事業、生活困窮者の子弟に対し無利子で奨学生を長期貸付する）事業の施行についてはこの規程の定めるところによる。

2. 出願 (1) 資格 生活困窮者、母子（父子）家庭の子弟で大学、短大、高専（専攻科含む）及び高等学校に在学し経済的理由で修学が困難なものでなければならない。

（2）推薦 志願者は願書を提出し在籍する学長又は校長の推薦を受けなければならぬ。

（3）提出する書類 学長又は校長は推薦する者の願書に次の書類を添付し理事長に提出する。

3. 選考 奨学生の選考は本会奨学生選考委員会の審査を経て行う。

採用の認定通知は在学する学長又は校長を経て本人に行う。採用通知を受けた者は細則に定める連帯保証人を附し誓約書（戸籍謄本添付）その他必要書類を理事長に提出する。

4. 貸与 (1) 支給 每月（支給日は別途通知）本会で規定する金額を在学する学長又は校長を経て本人に支給する。

学用品代として、新規採用者のうち1年生のみに一時金として支給する。

（2）期間 それぞれの法令で定められる修学期間とする。

（3）変更 既に決定された金額。貸与期間は予め本人ならびに在学する学長又は校長に通知した後でなければ変更できない。

（4）停止 奨学生が留年又は休学したときは、その期間、支給を停止することがで

きる。

5. 資格喪失 奨学生が次に該当するときは学長又は校長の意見を聴取し資格を喪失させることができる。

（1）傷病疾病のため修学の見込みがないとき。

（2）学業成績及び操行が不良となったとき。

（3）その他学生として適当でないとき。

6. 奨学金の返還 (1) 期間 卒業年の12月1日から15年以内に全額を返還。

（2）方法 月賦、半年賦、年賦とする。

（3）返還約定書（借用書）の提出。

イ 修学期間を終了したとき。

ロ 辞退又は退学したとき。

ハ 資格を喪失したとき。

在学する学長又は校長を経て速やかに理事長に提出しなければならない。

(4) 住所変更 本人及び連帯保証人が住所を変更したときは速やかに届出をしなければならない。

7. 返還延期 やむを得ない事情のあるときは願出により返還期日を延期することができる。

8. 返還免除 次の場合家族又は連帯保証人の願出により返還免除を受けることができる。

(1) 奨学生が在学中死亡したとき。

(2) 奖学生であった者が返還完了前に死亡したとき。

(3) その他特別の事情により返還困難となり、これを理事長が認めたとき。

9. 罰則 本人及び保証人が所定の届出をせず奨学金の返還を怠った場合、返還残高に延滞利子を附して、一時に全額の返還を請求することができる。

10. 届出 奨学生は次の事由が生じたときは連帯保証人連署の上理事長に届出なければならない。
留年、休学、復学又は退学したとき。

11. 他の奨学金 (1) 貸与型 奨学生は他の団体等から貸与型奨学金を受給することはできない。

他の団体等から貸与型奨学金を受給するに至ったときは、本会奨学金を辞退しなければならない。

但し、国立大学生については、特例として貸与型奨学金を重複して受給することを認めることがある。

(2) 給付型 給付型奨学金については、本会奨学金と重複して受給することができる。

12. この規程につき必要な細則は理事長が定める。

奨学金貸与規程取扱細則

1. 連帯保証人の資格 (1) 連帯保証人は可能なかぎり住所の一定した者であること。

但し、誓約書には1名、返還約定書（借用書）には2名の連帯保証人を附すこと。

(2) 連帯保証人は定職を有し独立の生計を営む者であること。

(3) 奨学生同士の父兄が相互に連帯保証人となること、及び返還完了前の奨学生が連帯保証人になることは認めない。

2. 貸与期間の延長 奨学生が傷病、疾病などにより留年又は休学したため卒業延期となったときは願出により貸与期間の延長を認めることができる。

3. 返還延期願の手続 返還延期を願出る場合は次により理事長の承認を得なければならない。

(1) 進学 上級学校に進学したとき、入学と同時に在学証明書を添付、延期期間を明記した延期願を連帯保証人連署で理事長に提出する。

(2) 傷病疾病 医師の診断書を添付、延期期間を明記した延期願を連帯保証人連署で理事長に提出する。

(3) その他 やむを得ない事情により一時的に出資金がかさみ返還困難なときは事情を具体的に述べた書面をもって理事長に願出のこと。

4. 返還免除 奨学生が死亡以外、特別な事情により返還困難となったとき、家族又は連帯保証人から返還免除の申請をし理事長の承認をうる事ができる。